

第 35 回 ISP の集い in 宮崎開催報告

～最新のインターネット動向とこれからの地域情報化～

2012 年 5 月 17 日 (木) ～18 日 (金)

宮日会館 11 階 宮日ホール

主催：社団法人日本インターネットプロバイダー協
会 (JAIPA)

共催：社団法人九州テレコム振興センター (KIAI)

後援：総務省九州総合通信局

宮崎県

社団法人九州経済連合会

宮崎地域インターネット協議会(MAIS)

協賛：情報通信月間推進協議会

協力：(USTREAM) ディーシーエヌ株式会社

<2012 年 5 月 17 日 (木) > 13:00～受付開始

- 13:30～ 開会挨拶 JAIPA 地域 ISP 部会長 晋山孝善氏
KIAI 事務局長 広岡淳二氏
来賓挨拶 総務省九州総合通信局 情報通信部長 室山喜昭氏
- 13:45～14:30 「無線 LAN 関係の現状と研究会発足について」
総務省データ通信課 課長補佐 鈴木厚志氏
- 14:30～15:10 「無線 LAN に関する現状仮題等」
弁護士 森 亮二氏
- 15:10～15:30 「通信事業者間の問題解決をサポート」
電気通信紛争処理委員会事務局 矢野 圭氏
- 15:30～15:45 休憩
- 15:45～16:30 「モバイル化進展によるインターネット事業における課題」
NTT コミュニケーションズ株式会社
ネットワークサービス部 オープンネットワークサービス部門
担当部長 工藤潤一氏
- 16:30～18:30 「今後の日本におけるインターネットの在り方」パネルディスカッション
モデレータ：社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長 立石聡明氏
パネラー：KDDI 株式会社 (au one net) 技術企画本部 モバイル技術企画部
担当部長 (通信品質グループリーダー) 大内良久氏
ソフトバンクモバイル株式会社 WIFI FMC 企画本部
ビジネスプロダクト企画部 部長 谷口一成氏
NTT コミュニケーションズ株式会社
ネットワークサービス部 オープンネットワークサービス部門
担当部長 工藤潤一氏
イー・アクセス株式会社 執行役員 小畑至弘氏

19:00～懇親会

<2012年5月18日(金)> 受付開始 9:30～

10:00～12:30

- (1) 宮崎県における通信環境の変遷と利活用の拡大
宮崎県総合政策部情報政策課 主幹 井上英幸氏
- (2) ソーシャルメディアの活用事例
アイコムティ株式会社 代表取締役社長 水居徹氏
- (3) 家畜伝染病対策と ICT 利活用
宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター防疫戦略部門長
末吉益雄氏
- (4) 教育情報化の意義～「変わる学校」・「期待される学力」
宮崎大学大学院教育学研究科 教授 新地辰朗氏

12:30～13:30

昼食

13:30～14:15

児童ポルノサイトブロッキングに関する実証実験結果について
総務省 消費者行政課長 玉田康人氏
NTT コミュニケーションズ株式会社
ソリューションサービス部 第四エンジニアリング部門 田中昭文氏

14:15～15:45

パネルディスカッション
～もう一度児童ポルノブロッキングを考えよう～
「日本における児童ポルノ流通防止対策とブロッキング対策の現状」
総務省 消費者行政課長 玉田康人氏
有識者 長瀬貴志氏
社団法人日本インターネットプロバイダー協会 立石聡明氏
NTT コミュニケーションズ株式会社 田中昭文氏

15:45～16:00

休憩

16:00～18:00

- (1) IPv6 Launch
 - ・概要と World IPv6 Day の経験
NEC ビックローブ株式会社 川村聖一氏
KDDI 株式会社 技術統括本部 ネットワーク技術企画部 鶴昭博氏
アカマイ・テクノロジーズ合同会社 マーケティング部 部長 堀野史郎氏
シスコシステムズ合同会社 印南鉄也氏
 - (2) フォールバックとその解決策－IPv6 普及に向けて
 - ・JAIPA による問題の解析と解決策の提案
NEC ビックローブ株式会社 川村聖一氏
 - ・NTT 協議の状況
イー・アクセス株式会社 小畑至弘氏
 - ・本格的な IPv6 普及について
インターネットマルチフィード株式会社 外山勝保氏
BBIX 株式会社 福智道一氏
日本ネットワークイネイブラー株式会社 中川あきら氏
 - (3) フリーディスカッション

18:30～

懇親会

【概要】

2012年5月17日（木）～18日（金）の日程で「第35回ISPの集いin宮崎～最新のインターネット動向とこれからの地域情報化～」を開催しました。

今回は、社団法人九州テレコム振興センター（KIAI）との共催で総務省九州総合通信局、宮崎県、社団法人九州経済連合会、宮崎地域インターネット協議会（MAIS）の4団体にご後援いただきました。



5月17日（木）

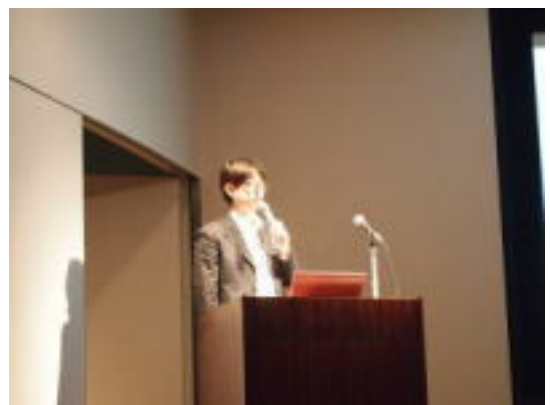
事務局は前日夕方入り、会場の場所確認も済み、当日朝からの準備となりました。会場が広く、シアター形式で、特に舞台には会場担当の人が付いて、スポットライトの確認とか会場照明の明るさ、時系列のタイミングの打ち合わせ等、本格的でした。JAIPAのセミナーでは滅多にないことです。だいぶ準備には時間がかかりました。



当日到着でも参加出来るように13:30開始にしました。KIAIの広岡事務局長のお話しだと、宮崎は鳥インフルエンザ、口蹄疫、霧島山（新燃岳）の噴火と災害が多いところで、九州内での交通の便が非常に悪く、東京・宮崎間の便のほうが一番良いということでした。ただ、情報通信関係は整備されているとのこと。最後に「インターネットの利活用について、もっとも強いもの、最も賢いものが生き残るのではなく、最も変化に対応したものが生き残る。」ということをおっしゃっていました。総務省九州総合通信

局 情報通信部長 室山 喜昭氏は、BBの整備率は95.1%であるが九州全般を見ると7県中5県は基準に達していない、全国平均と比べると劣っている、インターネット利用率は63%、九州は7県中5県が達していない。KIAIのように九州各地のヒューマンネットワークは盛んなので、今回の集いで九州以外の県にもヒューマンネットワークを結ぶことが出来るように、願っていると挨拶をいただきました。

17日のプログラムは、無線LAN・モバイル関係が中心になっています。総務省データ通信課 鈴木厚志課長補佐に「無線LAN関係の現状と研究会発足」についてご講演をいただきました。本年3月から「無線LANビジネス研究会」を開催し、7月まで7回の会合がもたれていますが、その4回目会合が終わったところで、集いin宮崎にご登壇、無線LANの現状と本研究会を発足した目的、背景、研究会の議論をお話いただきました。無線LANの利用がこれから増えていく中、現状を整理し健全な普及を目指して課題の整理を行い、必要な方策を検討して行くということだそうです。さらに最近の無線LANの電気通信事業の新たな参入の届け出について問い合わせが多くなっている。参入についてのマニュアルがあるのだが、無線LANについての説明がないため、改訂を検討していることからこの研究会で考えて行く予定だそうです。またこの研究会メンバーの森亮二弁護士に無線LANサービスに関する「法的課題」についてご講演をいただきました。大きく二つに分けてあり、一つはサービス事業者の課題（法的責任の可能性）、について、適切なセキュリティレベルの確保、ユーザーに対するセキュ



リティの説明、ユーザー情報の取り扱いとプライバシー、なりすまし等の問題について法的責任があるかどうかを検討して行くそうです。もう一つはサービス環境全体に関する課題として電気通信事業参入マニュアルの改訂、ユーザー向けガイドラインの改訂に加え、自宅ルータを第三者に提供することと、一般ユーザー向けのブロードバンド・インターネット接続契約における第三者利用の禁止について説明いただきました。特に第三者利用については、ISP が許可すれば良いのではないかというような単純な問題ではなく、セキュリティ等での問題が出てきて、今後の検討すべき大きな問題であるとのことでした。今回は法的可能性の問題を主体に、「信義則上の付随義務」(保護義務)について、ご説明いただきました。そもそも契約がない場合、利用規約がない場合はどうなのか。黙示の合意、契約書がなくても責任は発生する、契約がなければ発生しないとは必ずしもならない。また、消費者契約法第8条1号項も参照。多くの人がやっているからと行って考慮はされるがセーフになるとは限らない。ユーザーに対するセキュリティの説明は、説明しないよりした方が良い。みだりに第三者提供や網羅的な情報収集をすべきでない。個人情報ではないので良いのではないかと
と言う人もいるが、手元で個人情報でなくても提供先で個人情報となる可能性はある。その点を無視できるとしても権利侵害(プライバシーの侵害)は払拭できない。プライバシー権とは、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または、公表されない権利を言う。等、ポイントを列挙しましたが、まだ検討事項は多いようです。研究会の報告については、すでに総務省で公表されていますので、ご参照ください。



(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_03000093.html)



つぎに、モバイルが普及する中、インターネット事業における課題、WiFi の取り組みについて、講演とパネルディスカッションを行いました。始めに無線 LAN、フェムトセル、MVNO のモバイルインターネットを中心に、過去、現在、未来の流れで、NTT コミュニケーションの工藤潤一氏にご講演いただきました。「過去」「現在」については、日本がインターネット関連で世界的にどのような位置にいるか、普及率ランキングでインターネット(19位)、ブロードバンド(25位)、携帯電話(99位)と日本はトップテンに入っていない。ブロードバンド先進国と言われていたのではないかと。モバイルについては、去年から急激に伸びていて、1999年12月からNTTdocomo iモード開始。公衆無線 LAN サービスの登場は、2002年4月はビー・ビー・テクノロジーをサービス開始5月にはNTTcom、2006年12月 FON が登場した。2007年から3G データ通信定額プランの開始、2008年 MVNO 開始、2009年7月に WiMAX 登場といった流れ。OCN は古くからモバイルインターネットに取り組んできたが、最近まで市場の成長には寄与できていなかった。無線 LAN については、セキュリティの問題が注視されている。契約者が知り得ない第三者により、想定しない犯罪に利用される恐れがある。契約者と第三者で同じ IP アドレスを利用、契約者が嫌疑を受ける可能性も出てくる。個々のネットワークのただ乗り、第三者利用の禁止は必要である。また、暗号化、フィルタリングも重要な問題となり、無線 LAN を利用する際にセキュリティの脅威に対して各種施策を施し、ユーザーが安心して利用出来るネットワーク環境を提供する必要がある。

また、フェムトセルについては現在ガイドラインの改定(新世代ネットワーク推進フォーラム)を行

っているところである。複数の事業者によりサービスを提供する場合の責任分担の明確化が必要。不特定多数の第三者利用の制限、ブロードバンド回線等契約者情報の利用目的の明確化と限定、差別的取り扱いの制限が必要。フェムトセルについても第三者契約の件が重要になっている。MVNO は帯域制御の問題がかかってくる。

現在は新たな価格競争携帯事業者による ISP とのセット割引や OCN モバイルエントリー「050plus」等、世の中の変化してきている。将来の発展に向けて、ICT 産業を取り巻く環境は大きく変化、中心プレイヤーも変化している。最近はいろいろな事業者があちこちで手を組んでいるのが見受けられる。ICP はモバイル対応を見据え、OS/ブラウザ/アプリレベルの統合を進行している。この動きに正面から対抗するのか、追随するのか、協業するするのか。これから重要な課題になっていくだろう。そして ISP の価値を高めるには、どうすれば良いのか。何らかの付加価値をつけないとユーザーが離れていってしまう。通信事業者は、単なるダムパイプからスマートパイプへ指向すべきなのか。インターネットサービス業界の継続的な発展のためガイドライン制定など、公正な競争環境の実現するためのルール作りが必要。事業者が協力し合って行う事が大切ではないか。

工藤氏のプレゼン後、パネルディスカッションを行いました。モデレータを JAIPA 副会長立石聡明氏、パネラーを KDDI 株式会社 大内良久氏、ソフトバンクモバイル株式会社 谷ロー成氏、NTT コミュニケーションズ株式会社 工藤潤一氏、イー・アクセス株式会社 小畑至弘氏、ジェットインターネット株式会社 晋山孝善氏です。それぞれの会社の WiFi の取り組みをお話いただきその後に、会場を交えたパネルディスカッションです。主に第三者利用、電波の干渉問題、オフロードのそれぞれの考え方を議論しました。干渉問題は通信会社だけでは解決できない。WiFi を乱立させている訳ではなく、WiFi をすることでコストは下がることはなく同等の金額がかかる。では何故ここまで打つのかというと、周波数の 3G の電波では 3G の中で干渉が出来てしまっていて、違うものに逃がさなければならぬというのもあるそうです。その辺を考えると携帯部分を持っていない ISP が淘汰されるのではないかと危機感があるとの間に地域 ISP との連携、得意な部分の協業は十分考えられるのではないかとキャリアの意見もあった。オフロード関係は今後も考えなければならない問題で有り、事業者もユーザーも安心、安全なインターネットを目指すことは最もなことだが、今後ビジネスモデルの変更を意識してやっっていかなければならないのではないかと。全く違うことを考えなければこの先はやっていけないのではないかと思うとのこと。今後も引き続き模索することになるようです。



5月18日（金）

この日は、10時開始です。午前中は KIAI の広岡事務局長が宮崎に特化したプログラムを組んでくださいました。宮崎県における通信環境の変遷と利活用の拡大として宮崎県総合政策部情報政策課 井上英幸氏、ソーシャルメディアの活用事例として、アイコムティ株式会社 水居徹氏、家畜伝染病対策と ICT 利活用として、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター防疫戦略部門長 末吉益雄氏、教育情報化の意義～「変わる学校」・「期待される学力」として宮崎大学大学院教育学研究科 教授 新地辰朗氏のそれぞれご講演いただきました。

午後からは、JAIPA の集いと言うと、「児童ポルノサイトブロッキング」、「IPv6 関係」ですね。集いをするたびに少しずつ内容は変わっているものの、まだまだ解決・これだという結論つけることが出来ないのでは、引き続きこのプログラムは取り入れていかなくてはならない項目です。

まずは、総務省 消費者行政課課長 玉田康人氏に「児童ポルノサイトブロッキング」に関するイントロダクションとしてご挨拶いただきました。平成 22 年 7 月に児童ポルノ総合排除対策がまとめられ、そこには 40 項目が並べられています。周知啓発、被害防止のため青少年が安心してインターネットを利用出来るような環境が必要であり、その中にブロッキングと言う手段があるということ。フィルタリングとの違いは本人の同意があるかどうかである。強制的なものはブロッキングだが、表現の自由の観点から慎重にしなければならないものである。そこで昨年総務省の事業として児童ポルノサイトブロッキングの実証実験を行った結果を NTT コミュニケーションズの田中氏にご説明いただきました。内容は、「最近の動き」

「児童ポルノサイトブロッキング実証実験の概要」「実証実験から得られた結果について」「ブロッキングに関連する調査について」「課題と今後に向けての流れ」となります。詳細の内容については、[USTREAM](#) をご覧ください。

続いて、長瀬貴志氏を招いて、玉田氏、田中氏、立石副会長でパネルディスカッションを行いました。まずは、長瀬氏にこれまでの経緯「インターネット上の児童ポルノ対策としてのブロッキングについてー通信の秘密との関係ー」を説明いただきました。現状の児童ポルノは、平成 17 年からの統計で右肩上がり、八割以上がインターネット関係で、青少年が巻き込まれるというのが大半だが、自分で撮った裸の写真を載せるということも散見されている。日本でのブロッキングとはインターネット利用者が児童ポルノサイトを閲覧しようとする場合に ISP が利用者の同意を得ることなく、児童ポルノサイトへの接続に係るホスト名、IP アドレス等を検知し、閲覧を強制的に遮断すると定義しているところであるが、ブロッキングをやってはいけないということがはっきり書かれている法律は現状無い。電気通信事業者がやらなければならない仕事として右から左にきちんと通信を通さなくてはならないということであり、これを真っ向から否定するものでもある。そこで、電気通信事業法の通信の秘密にかかってくる。そもそも通信の秘密は電気通信事業法 4 条 1 項「電気通信事業者の取扱中にかかる通信の秘密は、侵してはならない」とされている。通信の秘密は内容の他、通信当事者の住所・氏名・電話番号・発受信場



所・通信の日時・時間・回数なども含まれる。つまり通信の宛先も対象となる。ブロッキングをする為には、まず通信の宛先を知得する必要がある、また、知得した通信の宛先を発信者の意思に反してブロッキングのために利用するということになるので、条文に該当する。「違法性阻却事由」という形でブロッキングが対応できると総務省の「利用者視点を踏まえた ICT サービスにかかる諸問題に関する研究会」で取りまとめられ、犯罪対策閣僚会議で現行法の下で実施可能と法的整理がされた。児童ポルノサイトブロッキングは、形式的には通信の秘密を侵害するが、ブロッキングについては、違法性阻却がされる場合があるということである。ブロッキングに至るまでのスキームについては、現在、民間が自主的に設立したアドレスリスト作成管理団体（ICSA）がブロッキングすべきサイトをリスト化し、当該リストに基づいて、プロバイダ等がブロッキングを実施していくようになっている。かかるスキームののちの限り、基本的には違法性が阻却されると考えられる。ただし、ICSA が作成したリストに基づきブロッキングしたとしても、仮に、当該リスト内のあるサイトが緊急避難に該当しないと裁判所が判断した場合、プロバイダ等が当該サイトにかかる通信をブロッキングしてしまうと、違法性は阻却されない（すなわち刑罰の対象となる）ことに注意が必要である。つまり ICSA は慎重なリスト作成が必要であるとのことである。事業者への調査で、違法有害情報がある中、児童ポルノブロッキングだけどうしてブロッキング対象となるのかという、違和感を持っている人も多く、皆さんがしっくりきていない様子がうかがわれた。この3年くらいの動きは速く、児童ポルノブロッキングをするのは、何が重要なのかの説明は出ていて、社会一般的に理解できる事が書いてある。捜査をする立場は捜査をする、通信を通す者は通す、きちんとやっただ中でどう運用するか、相当慎重な運用が求められるのではないかと。インターネットに関する技術は日進月歩である。歯止めについては法律、倫理、良心がある。これはいけないというアピールは重要で、今後同じような事案を周知することによって歯止めになっていく、技術だけに走らない形になって対応していくことも大事なのではないかと。ある特定のサイトに繋がらないようにする WiFi をするところが有り、行政指導が行われたが、これは通信の秘密の侵害に当たる。利用者からの依頼があっても事業者が通信の秘密になるので、出来ないということを行わなければならないし、知らないでは事業者としては済まされないものである。現在は DNS ブロッキングを中心に進んでいるが、その他の手法が3つあげられており、日本としてのブロッキングはどうやってバランスを取ってやっていくか間変えていかななくてはならない。周知するときの言葉の使い方、発信の仕方をもう一度検討して、利用者にとってもわかりやすくリテラシーの向上に努めることも必要ではないかと。ブロッキングはそれぞれの人が一つ一つ考えることが大切で、広い意味でのリテラシー、批評能力、ISPにとってもそれぞれが考える、対応していく必要がある。相当慎重にされるべきであり、通信の秘密、表現の自由があることを強調していきたい。



次は、IPv6 関係です。項目的には2つに分けてありますが、全員に舞台に並んで頂き、プレゼン後、パネルディスカッションとなります。イー・アクセス 小畑氏にモデレーターをお願いしました。

IPv6 Launch ですが、NECビッグロブ株式会社 川村聖一氏、KDDI 株式会社 鶴昭博氏、アカマイ・テクノロジーズ合同会社 堀野史郎氏、シスコシステムズ合同会社 印南鉄也氏のプレゼンです。昨年6月8日に



World IPv6 Day を1日限定で行ったが今回の IPv6 Launch は「恒久的かつ商用」ということで、ちょっとやるのではなくて、しっかりやるという形だそうです。参加者は Website Operators、ISP、ホームルーターベンダーとなり、参加条件は Website Operators はメインページに AAAA を付与、ISP は1%のユーザーに IPv6 展開済みでかつ、今後 Enabled by default、ホームルーターベンダーは、出荷製品ラインアップに標準で IPv6 機能が On になっているというきっちりとしたものであるとのこと。現在の参加表明は、Web は 1527 エントリー、ISP は 43 社です。

World IPv6 Day から1年経過してこれによって課題が見えてきて、緊急避難策ができた。課題は IPv6 利用の伸び悩み、フォールバック問題とあるが、フォールバック問題の影響は遅延（アプリによって異なる）まれに発生するのはアクセス不可になること。それぞれの会社の昨年行った v6Day の結果と課題、この一年の取組状況をお話いただきました。特に利用者が何もせずに、無理なく使えるようなネットワークを考えているという言葉も印象的でした。

次にフォールバックとその解決策—IPv6 普及に向けてです。

対応の原則として IPv6 サービスの提供が、唯一フォールバック問題を解決できる策（本来的にはこれを目指す）しかし、すべてのユーザーに IPv6 サービスを利用してもらうには解決しないといけない課題がある。ISP/ユーザーが暫定で取れる策を用意する必要がある。（AAAA フィルタを ISP 側で対応、ユーザーへの案内を充実させる）AAAA フィルタの注意点はあまり報道されていないので、注意が必要で適用方法は5つの方式がある、今回は RADIUS での DNS 指定方式、HGW での DNS 選択方式のご説明をいただいた。

JAIPA と NTT の協議についてイー・アクセス小畑氏に説明いただいた。2008年2月にフレッツネクストが認可され、2008年4月にすでに問題がわかってきて協議が始まった。2009年8月 NGN の IPv6 接続方式認可、2011年2月 JAIPA にて World IPv6Day 対応の検討開始、2011年6月～トンネル方式、2011年9月ネイティブ方式による IPv6 提供があった。2012年1月～4月にフォールバック問題に関する NTT と JAIPA 協議、2012年5月～IPv6 早期普及に向けた協議とやってきている。協議は長く続いているが、ISP と調整をしながら情報を発信、説明会等を行って共有をして行きたいと思っている。次に VNE の立場としてインターネットマルチフィールド 外山氏にご講演いただいた。なぜ IPv6 が広まらないか、ということから普及させる為には、ユーザーが意識しないうちに IPv6 が使えるように持って行く必要がある。これはこの前のセッションでも KDDI さんがおっしゃっていましたし、他の登壇者の方々も同意見でした。

今回はそれぞれの発表で時間が無くなり、会場からの質問を含めた意見交換でパネルディスカッションまで行きませんでした。ただ、まだまだ今後も調整が必要だと言うことはよくわかったのではないかと思います。



毎回集いをする毎に少しずつ内容が変わっていくものの、ここ数年は同じ項目（児童ポルノブロッキング、IPv6）を入れざるを得ない現状です。かなり長い間議論し続けても最終解決には行かないのだな。と感じました。

ご参加いただいた皆様、UST をご覧になった皆様、ありがとうございました。次回またお会いできることを楽しみにしております。特に集いでこんな事をやってほしい、集いを開催してほしいというリクエストは随時募集しております。

（文責 M）